

令和5年7月14日

令和5年度第1回  
塩竈市入札監視委員会会議録

塩竈市管財契約課

塩竈市入札監視委員会会議録

令和5年7月14日（金曜日）午前10時00分 開会

---

出席委員（4名）

浦井義光 委員長  
赤石雅英 委員長職務代理  
品田誠司 委員  
巻博之 委員

---

欠席委員（なし）

---

説明のために出席した者

政策課  
水産振興課  
土木課  
上下水道部上水道課  
上下水道部業務課  
市立病院事務部業務課

各課（係）長

---

事務局出席者

総務部長  
総務部管財契約課長  
総務部管財契約課契約係長

---

1. 開会
2. あいさつ 塩竈市総務部長 本 多 裕 之
3. 報告
4. 抽出事案の説明
5. 議題

(1) 抽出事案の審議

- |                          |              |
|--------------------------|--------------|
| ①令和4年度塩竈市中学生国際交流研修事業業務委託 | 【政策課】        |
| ②塩竈市地域おこし協力隊運営業務委託       | 【水産振興課】      |
| ③令和4年度東部地区融雪作業業務委託       | 【土木課】        |
| ④梅の宮浄水場運転管理等業務委託         | 【上下水道部上水道課】  |
| ⑤塩竈市立病院清掃業務委託（日曜・祝日業務）   | 【市立病院事務部業務課】 |

これより塩竈市情報公開条例第10条に規定する情報を取り扱うため、発言委員名及び企業名は伏せて公開

○委員長　それでは、早速、本日の流れでございますが、まず初めに業務委託契約3件を審議後、休憩を挟みまして、引き続き2件の審議を行いたいと思います。

まず初めに、「令和4年度塩竈市中学生国際交流研修事業業務委託」について、事務局より説明をお願いいたします。

○政策課　政策課の木皿と申します。本日はよろしく申し上げます。

着座にてご説明させていただきます。すみません。

それでは、「令和4年度塩竈市中学生国際交流研修事業業務委託」の件につきましてご説明させていただければと思います。

まず、事業概要についてご説明させていただきます。

皆さんのお手元にある資料、令和4年度塩竈市中学生国際交流研修事業（概要）と書いている文書がございますので、そちらを基にご説明させていただきたいと思います。

事業概要でございます。

塩竈市では、市制施行80周年、こちらを皮切りにしまして、100周年に向けまして塩竈市の子供たちが国際社会で活躍できるよう海外研修の場や在留外国人などの交流などを通じまして、異文化の理解を深めるだけでなく自国文化を再理解することで、自己表現や異なる文化を持った人々とともに生きていく資質や能力の定着を図る事業を実施しております。

昨年度の実績といたしましては、応募総数13名に対しまして最終合格者が7名でございました。そして市の引率者は4名でございました。

執行額につきましては243万9,000円というふうなところでございます。

事前研修につきましては、令和4年10月29日から12月10日の間で計3回行ってございまして、インドネシア人の技能実習生との交流や韓国総領事館主催のキムチフェスティバルへの参加をいたしました。

本研修につきましては、12月24日から27日までの3泊4日で行いまして、研修先が沖縄県でございます。失礼いたしました。次の裏面をご覧いただきたいと思います。沖縄県に本研修を実施させていただきまして、主にまちなか留学で米軍の、アメリカ軍のお宅、ファミリー、米軍のファミリーのお宅をご訪問させていただきましてホームステイを実施したこ

と。また、平和学習としてひめゆりの塔などを訪問いたしました。

事後研修につきましては、令和5年1月14日から2月18日までの間に実施させていただきました。主に最終報告会に向けた資料作成などを子供たちが行いました。

そして3月4日、市長、教育長、保護者様などの前で、子供たちが最終的に事業の、今回の研修の発表を行ったということでございます。報告会につきましては、とても盛り上がりを見せまして、子供たち全員が最後に研修修了証を受け取りまして、事業終了というふうな形となっております。

それでは、この委託業務の契約方法についてご報告させていただきたいと思います。

契約方法につきましては、次の3ページご覧いただきたいと思います。

発注方法につきましては指名競争入札というところでございます。

10月27日に指名競争入札を行いまして6者が入札の参加意思を見せておりましたが、実際には4者が入札に参加した経過でございます。

この後、令和4月11月2日に業務委託契約を締結いたしまして、その後、12月1日に変更契約を行ったというふうな経過でございます。

それでは、先ほど抽出理由というところで3点ですね、こちらのほう回答が求められておりますので、その理由についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、今回低入札となった要因というところでございます。

こちらにつきましては、参考見積り、こちら取らせていただきまして、我々のほうで積算を行いました。しかしながら、これ恐らくだと思んですが、落札業者が独自の調達ルートなどを使って金額を下げて応札できたものであるのかなというふうに考えております。

そして、次です。変更理由につきましてでございます。

変更理由につきましては、契約後に行われた研修対象者選定、こちらなんですけれども、採用基準が同点の者が2人、中学生の中でおりました。そのときに同点というところでございますので、一応6名という、6名程度というところで人数を設定はしておりましたが、同じ点数というところでございまして、1名追加いたしまして、7名というふうな形で1名追加させていただきました。また、これによりまして、定員増加に伴い引率者のほうを1名追加させていただきました。

さらにでございますが、宿泊施設についてでございます。

滞在拠点としたのが国際通りから少し離れたところだったんですけれども、沖縄県の国際通

りです。あちらのほうから少し離れたところだったんですけれども、なかなかちょっとそちらのほう距離がありまして、参加者の負担をちょっと増やしてしまうということと、もう一つ、我々の職員のスタッフのほうで、当日の振り返り、また、翌日の日程確認行うミーティングスペース、こちらがちょっと以前のホテルではなかったものですから、そういったミーティングスペースがある宿泊先をもう一度ちょっと探していただいて、宿泊先を変更させていただいたため増額変更を行ったというふうな次第でございます。

最後に、発注方法の妥当性でございます。

こちらのほうにつきましては、今回、研修参加者がより安全に楽しく研修を行えるものとして考えておりまして、その条件といたしましては、県内の事業者、そして旅行手配サービスの実績がある者と設定させていただいております。そこで該当したものが6者というふうなところだったために、今回指名競争入札で実施させていただいたというふうなところがございます。

また、積算につきましても、我々のほうで仕様書、先ほども言ったように、安全で楽しい研修を行えるような仕様書の内容を記載させていただいております、それに基づく積算を実施しているというふうなことであるため、妥当性は確保されているのかなというふうにも考えているところでございます。

すみません、政策課の説明は以上でございます。よろしくご審議いただければと思います。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の方々、ご質問お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。じゃあ、委員、お願いいたします。

○委員 6名のところが7名にちょっと増えてしまったというふうなことだとすると、今後も同じ、この事業を今後継続するとして、やはりある程度人数に含みは持たせていくということはある程度想定されるものかどうかをまず確認したいというのが第1点でございます。

第2点といたしまして、こちらちょっと事業の中身として参加者の負担分というものの、いわゆる完全にこちらの持ち出しということになるのか、参加者が一定程度何らかの負担をしているものなのかどうかというふうなこともちょっと確認できればなと思います。

3つ目なんですけど、時期的にクリスマスのこの時期ということで、諸般いろいろ多分お値段かかるところじゃないかなと思うんですけど、この時期に設定せざるを得ないということに関

しての、何ていうんですか、考え方というのも改めて教えていただければなというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

○政策課 ありがとうございます。

まず、1点目の参加者の人数の件でございます。

我々のほうでこちらのほうの要項を作成しておりまして、基本的に6名程度というふうなことで記載しております。ですので、今回のように点数重なった場合には、もちろん庁内で協議して人数を増やすということは今後も考えられるというふうに考えております。

2点目につきましては、参加者の自己負担というところでございます。

基本的には旅費代、また宿泊代、そういったものに関しましては我々のほうで負担はさせていただいておりますが、個人的な生徒さんのお土産代とか、あとは旅行に係る準備費用とか、そういったものについては自己負担というふうなことでさせていただいております。

3点目の研修時期についてでございます。

こちらの研修時期でございますが、我々のほうで教育委員会の校長会のほうに、一応、当初、時期についていつにしましょうというようなお話で、最初だったんですけれども、秋休みがいいんじゃないかというふうなお話をちょっといただいたところだったんですけれども、それでちょっと秋休みで設定したんですが、もう一度ちょっとお話がありまして、結局、秋休みだと中学生のお子さんたちは部活動が非常に忙しいというふうなお話をいただきました。それでちょっと公平性の観点から、部活動ちょっと参加して研修に行けない方、中学生がちょっといるのはまずいなというところで、再度教育委員会のほうとで協議させていただいて、ちょっとお値段は高い時期でございますけれども、冬休み始まってクリスマスシーズン、こちらであれば部活動もさほどやってはいないというふうなところでございましたので、公平性を考えましてこの時期にさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。委員、よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○委員長 それでは、委員、お願いします。

○委員 これH社のほうの何かあれでしょうかね、財団からの基金か何かを使ってやられているのかなど。だとすると、何かH社のほうからはどういった金額が入ってきているのか。あるいは、H社の関与の度合い、今回沖縄にするにしてもそういった場所とか、そういった何かあつ

たのかというところを1つお聞きしたいところです。

近年、インドネシア、まあ韓国もそうですけれども、タイとか、シンガポール、マレーシアですよね、やはり東南アジアが非常に日本の貿易相手として増えてくるだろうと。国際交流の視点からその辺のところをちょっと伺いたいと思います。

○政策課 お答えいたします。

この事業につきましては、委員が今おっしゃったとおり、H社のほうのご寄附いただきまして、その寄附金を利用してうちのほうで基金積み立てまして事業を実施しているというところでございます。H社なんですけれども、基本的に今回なんです、この研修の審査員として、H社のほうからお一人審査員として出ていただいて、我々のほうにもちょっと協力していただけたというふうなところでございます。

また、沖縄の件なんですけれども、なぜ沖縄県というふうなことにしたかというところでございます。

我々のほうで、当初、基本的に東南アジア、東アジア、そういったアジア圏域の国々との交流を目的としてこの国際交流始めさせていただいたというところでございます。ただ、委員さんご承知のとおり、コロナの関係で、これ令和3年度から始めたんですけれども、令和3年度のコロナちょっとひどかったものですから、なかなかちょっと国外に行くのは保護者の方の理解を得るのはなかなか難しいだろうというふうなところで、1回目のときは東京のほうに、東京、神奈川のほうに研修をさせていただいたと。2回目、沖縄を選んだ理由というところがございますが、若干、昨年度は少しコロナの影響も下がってはきたとはいえ、なかなかちょっと海外にまだ難しいというふうなところございまして、国内にしようというふうなところだったんですが、沖縄県というところが非常に韓国や中国、また東南アジアと近い場所であり、アジアンテイストが香る地域というところございまして、そちらのほうを選定させていただいたと。まあ疑似国際交流というわけじゃないんですが、そういった理由で選定させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○委員 まあコロナの影響というところを勘案して仕方ないかなとは思いますが、これ来年とかもあるんでしょうかね。

○政策課 はい。今年度、一応海外のほうに行く予定でございます。

○委員 じゃあ、またそれをちょっと期待して。

○政策課 よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。では、お願いいたします。

○委員 3点ほどお願いいたします。

1つが積算の方法なんですけれども、これあれですかね、ちょっと私、先ほどちょっと質問聞き逃したのかもしれないんですけれども、見積りか何かで積算されたということによろしいですか。分かりました。そのときあれですかね、塩竈市さんの場合は、その見積り取るに際して、見積り徴収先の決め方であるとか、件数であるとか、そういった、県の場合ですと見積り徴収基準という呼び方をしているんですけれども、そういったものもお持ちの上でそういう運用をされているということかどうかという確認が1つと、あと、今回指名ということで6者指名してございますけれども、その辺、指名に当たっての基準的なものというものを定めてあるのかという話が2点目。

あと、3点目が、今回変更で38.9%の増ですかね、増額ということになってはいますが、その辺、何か設計変更に当たってある程度その上限というか、あるんですね、上限とか、下限でもいいんですけれども、そういったものを定めているのかどうかというのも、3点ほど教えていただければと思います。

○委員長 では、お願いします。

○事務局 積算基準に関しましては契約担当のほうからご説明させていただきます。

本市につきましても、その積算に係る基準等は特に定めていなかったんですけれども、本年5月に積算に関します基準を定めております。具体的には、基本的には通常5者以上から見積りを課内決裁なり取っていただきまして、また、案件によっては普通ですと平均価格を取ると。ただ、あまりにもその上限、全然違う金額での、例えば、上限30%はじいた中での平均の採用、基本的にはそういった運用は定めております。

あと、2点目といたしまして、今回6者指名ということで、理由といたしましては、今回の我々の指名基準といたしましては、先ほどご説明しましたとおり、①県内に事業所を有し、旅行業での登録がある者で、こちら審議議案説明書の3ページご覧いただければと思うんですけれども、①といたしましては、県内に営業所を有しまして、旅行業での登録がある者、これが14者、我々の指名登録の中の14者ございました。②といたしましては、うち研修事業の旅行手配サービスの実績がある者で6者、この6者につきまして、我々の指名登録のあるうちでこの旅行業サービスあるのが全てを照らして6者しかいなかったということで、

全者の6者を指名したという内容でございます。

あと、続きまして、変更契約どれほど認められているのかということでございますが、我々原則といたしまして、基準といたしましてはおおむね30%、上限30%の変更率を認めております。この基準となっておりますのが、ちょっと古いんですけども、昭和44年に官房長から各地方建設局長へ対します回答文書になっております。ただ、これに関しては特に法的な根拠もございませんし、国土交通省のほうからも令和4年4月に、請負金額が当初の30%を超えると変更契約を認めないという、いわゆる30%ルールのような運用を厳に慎むということを求められておりますので、本市といたしましては、それも案件ごとの特性を見ながら、その上限30%にかかわらず、その案件ごとに、変更なのか、別案件にするのかというのを考えて検討してまいりたいと思います。

以上になります。

○委員長 ありがとうございます。委員、よろしいでしょうか。

○委員 そうですね。今、見積り基準、徴収基準のほうで、ちゃんとしっかりと5者以上から見積りを取って平均値を採用するということで、しっかりしているんだなというふうに思いました。

一方で、県の場合も見積り徴収基準をつくってございます。その経緯というのが、過去に見積り徴収に絡む汚職事件がございました。そういうことがあってそういう基準をつくったという経緯もございますので、やはりその時代時代、時代の流れによって徴収の基準とかも見直していく必要があるんだろうなというふうに考えていますので、塩竈市さんのほうもぜひやっていただければと思います。

○事務局 ありがとうございます。

○委員長 はい、分かりました。あと、委員の方でよろしいでしょうか。委員、お願いします。

○委員 すみません、もう一点だけ。

積算書のほうにも、あるいは業者からの……こちらの、すみません、積算書の36ページのところに看護師手配費用22万、仙台空港合流・離団というふうに入っているんですが、看護師さんが帯同されるんですか、1名。

○政策課 お答えいたします。

今回のこの研修に関しましては看護師を1名帯同させていただきました。理由としては、先ほどもちょっと言ったとおり、ちょっとコロナ禍というところもちょっとございましたし、

あと、実を言うと、これ、生徒さんにも少しちょっと病弱な方もちょっといらっしやったというふうなこともございましたので、我々のほうで看護師さんのほう1名手配させていただいたというふうなところでございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、どうもありがとうございました。

これで「令和4年度塩竈市中学生国際交流研修事業業務委託」の質疑を終わります。

それでは、担当課職員の方、交代をお願いいたします。

よろしいですか。

では、続きまして、「塩竈市地域おこし協力隊運営業務委託」について、事務局から説明をお願いいたします。

○水産振興課 おはようございます。水産振興課の鈴木と阿部と申します。どうぞよろしく願います。

着座にて説明させていただきます。

「塩竈市地域おこし協力隊運営業務委託」についてですが、こちらの事業につきましては、第6次長期総合計画内の活力に満ちた産業づくりにおいて「みやぎの台所・しおがま」の創造を掲げており、その中核施設でもあります塩釜水産物仲卸市場の課題解決に向けて、国の地域おこし協力隊制度を活用し、さらなる誘客、集客を目指し、魅力創出を担う人材確保を図るため、新規事業としてA社へ業務委託をしたものでございます。

今回抽出理由の中にごございました変更理由につきましては、委託期間といたしまして、年度内に地域おこし協力隊員の雇用が困難となったため、受託者と協議の上、今年3月に変更契約を締結いたしました。

雇用に当たりましては、A社をはじめ、水産関係団体のホームページ、地域おこし協力隊入隊希望者が利用いたしますサイト内に求人広告を掲出いたしました。が、全国各地の自治体では、本市同様、地域おこし協力隊の募集が多数掲出されており、他自治体の募集内容と比較いたしまして業務内容が分かりづらかったことなどから、問合せ、申込みが低迷し雇用に至らなかったことが要因と考えてございます。

変更後、金額変更率が約80%減となっておりますが、変更契約に当たりまして、業務内容を隊員の募集のみに変更させていただき、金額につきましても、隊員募集に係る経費のみ

に変更したことに伴いまして大幅な減額となっております。

次に、発注方法及び1者特命随契の妥当性につきましては、今事業は、塩釜水産物仲卸市場の活性化を目的としたものでございます。課題解決に必要な人材につきましてはA社自身が最も把握しております。募集から雇用までを一括して行うことによって円滑な運営が可能となります。このことから、契約方法につきましては1者特命随意契約とさせていただきます。

仕様書作成に際しましては、A社と事前協議を行いながら、積算につきましても国の制度に基づき作成をしてございます。なお、今年度につきましては、申込み等々者からのヒアリングを踏まえまして、入隊希望者のニーズを踏まえながら仕様書の一部を見直し、年度当初からA社に委託をさせていただきました。今年5月には1名採用をしている状況でございます。

地域おこし協力隊等運營業務委託に係る説明につきましては以上となります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○事務局 続いて、契約担当のほうから簡単に契約概要の説明させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。

こちらの発注方法といたしましては、先ほど担当課からご説明ありましたとおり、1者特命随意契約となっております。なお、随意契約の理由につきましても、今、担当課のほうから説明ありましたとおりですので割愛させていただきたいと思っております。

続きまして、2ページの4. 金額等でございます。

こちら落札金額が税抜きで487万2,728円、落札率が96%となっております。

続きまして、資料の4ページご覧いただきたいと思っております。

こちらが本案件の契約台帳となっております。

先ほどご説明しましたとおり、本案件は1者特命随意契約となっておりますので、A社1者からの見積り徴収しております。こちら1回目の応札で落札となっております。

なお、本案件につきましては、令和5年3月22日に395万8,409円の減額変更を行っております。変更率はマイナス79.2%となっております。

私のほうからは以上となります。よろしくようお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の方々、質疑お願いいたします。委員、お願いいたします。

○委員 すみません、地域おこし協力隊事業は非常に難しい事業だと思います。私も前職のときに地域おこし協力隊って本当に難しいなというふうに思っておりました。やっぱ

りこの事業なんですけれども、例えば、6ページに活動内容というふうなことが書かれておりまして、これを見ると、やはり確かに水産業務であるということはあるのですが、全体的な企画というか、ある種イベントプランナー的な部分もあるんだろうなと思っておりまして、そうなりますと、1ページのところの水産業界の就職ホームページに掲載したというのは、なかなか人が集まらないというふうな状況にあるのではないかなと。むしろ、いわゆる様々な地域のまちづくり会社みたいなところでは、こういったような人たちを集めるノウハウみたいなのが十分にあるだろうと思われまして、そういったようなところを、例えば、いわゆる発注方法のときに考慮する余地はなかったのだろうかというのが1つございます。

2つ目に、例えば、8ページに退任リスクというふうなことで、地域おこし協力隊の最終的な目標は、やはり定住していただいて、その地域の活性化に長期的に資する人材というふうなことであると思うので、途中でいなくなった場合というふうなことのリスクは、それはそれなりにあると思うのですが、やっぱりこの退任リスクの違約金というものがちょっと妥当であったかどうかといったようなことはあるかなとは思われます。

あとは、全体的にこの事業のスケジュール感では、なかなかこれは実際問合せで採用までには至らなかったと、今年1名というふうなことの採用というものはあるんですが、やはり先ほど申しましたとおりに、定着していただくというふうなことを考えると、A社だけではなくて、やはり一定程度ノウハウがある方々の、いわゆるまちづくりみたいな部分の知恵も借りていけないとなかなかやり切れない事業なんではないかなと思うんですが、まあ、総合計画との兼ね合いもあるんだと思うんですが、そのところご説明いただければなというふうに思います。

○委員長 お願いします。

○水産振興課 ありがとうございます。

それでは、3点ご質問いただきました1点目でございます。

生産関係のサイトだけでなく、企画、そちらのほうに特化したようなところに対しての検討はなかったのかという部分なんですけれども、正直、こちらの事業、委託型というのは塩竈市でも初めての試みでございまして、受注いただくA社とは事前協議を重ねてきたつもりでございます。また、地域おこし協力隊を総括します企画のほうとも協議をいたしまして、先ほど申し上げました地域おこし協力隊の方々が頻回にご利用いただくサイト等にまずは掲出をしてきたと。その後、なかなか募集が、申込み、問合せもちょっと少なかったもので、どう

いうふうな形で進めればもっと高まるかという部分は協議をさせていただいたんですけれども、結果、4年度中にはそういった部分まで至らなかったというのが現状でございます。

2点目、退任リスクの部分でございます。

こちら契約条項の中に盛り込ませていただいております。実はこれ、他県の類似事業を参考にさせていただきながら追加させていたものなんですけれども、実は、宮城県内ではこういった条項を盛り込んで契約しているケースはかなりレアだということは我々のほうでも認知をさせていただいております。実際この条項を適用されるのは、隊員さんではなく受注業者、ですから、今回の場合ですとA社という形になります。なので、リスクについては、その費用面でのリスクについては受注業者が負う形になります。この部分につきましても、事前にA社のほうとは協議の上、了解取った上でこの文面を盛り込ませていただいておりますが、委員ご指摘のとおり、なかなかこういった部分もちょっとレアケースでもあって、本当に必要なのかという部分は我々も認識させていただいておりますので、今後検討させていただければなというふうに考えております。

最後、3点目、スケジュール感でございます。

そもそもこちらの事業、当初予算で組ませていただいております。我々も当初予算組みながら、A社のほうに4月、5月に発注したいという思いで進めてまいりましたが、この受託いただきましたA社ですね、昭和41年から今の新浜町で運営しております。50年以上その場所で、4つの組合が連合会形式で組織を運営してございます。組織強化のために4年の3月までに組織強化体制のために組合統合、4月から新しい組織で動きますということでスケジュール感を持って進めてきたんですけれども、残念ながらその組織統合が約半年遅れてしまったということから、契約まで10月にスライドしてしまった。そのために、かなりタイトなスケジュールの中でやらざるを得なかったというのが経過としてございます。

以上でございます。

○委員長 いいですか。ほかございますか。じゃあ、委員さん。

○委員 すみません、この事業については、市の独自予算、あるいは国等からの予算がお幾らぐらい来ているのでしょうか。

○水産振興課 よろしいですか。

○委員長 どうぞお願いします。

○水産振興課 答えいたします。

こちらにつきましては、国の特別交付税措置がなされる事業となっておりまして、予算上では全て国の措置、予算でという形で組ませていただいています。ただし、結果として雇用に至らなかったのも、雇用に至らない場合にはその財源を全て国から見ただけなので、結果、一般財源という形で決算する形となっております。

以上です。

○委員 ありがとうございます。

あくまでも一般論として、こういった事業、地域おこしを目的にするわけだから、目的でやったけれども、その結果はどうだったんだという評価が私は必要なんじゃないかなと思います。これを、だから継続してやるのであれば、その結果の評価も合わせて行って、それを次の、また翌年度の業務委託に反映させるべきでないかなということが1つあります。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

○水産振興課 ありがとうございます。

我々、A社と実は毎週月曜日ミーティングをさせていただいております。そういう中で、昨年度の総括についても一定の総括をさせていただいて、それを踏まえて、5年度、仕様書の一部見直しであったりということもさせていただきながら、先ほど委員からもご指摘ございましたけれども、募集方法についてちょっと切り口を変えさせていただいて、具体的には、たまたまちょっとご縁がございまして、I社のほうとちょっとパイプを持つことができましたので、全国で芸人さんが地域おこし協力隊員としてお住まいになられて、広報、宣伝、アピールなさるような事業に取り組まれているということもお聞きしたものですから、実はそういうところにも、ぜひ所属タレント様のほうに、塩竈でこういうのやっておりますので希望なさる方、まあ、個人でのお申込みになりますけれどもしていただきたいということでお願いしています。

また、1名採用したことに伴いまして、マスメディアのほうで大きく取り上げていただくことができました。今現在かなりの問合せがあるというふうに我々認識しておりますので、その辺の結果論ではございますけれども、大分ちょっと改善されてきているのかなというふうなところでございます。

○委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

○委員 はい。

○委員 いいですか。

○委員長 じゃあ、委員、お願いします。

○委員 質問というより、ちょっと意見なんですけれども、今回この仕様書を見ていると、支払い方法が研修後一括支払ということになっているようでございます。今回みたいな業務って、やはり広報活動というか、まあ、今、何ですか、I社ですか、とかとパイプが持っているとかがという話があるんですけれども、やっぱりそういう広報活動をするに当たってもやっぱりお金がかかるわけで、研修後一括支払となっちゃうと、広報している間は、何でしょう、このA社さんですか、のほうの負担になっちゃうという部分もあると思うし、なかなか広報のほうにお金かけられないという限界もあると思うので、これ一括支払じゃなくて、普通の前払いであるとか、そういうのをやればもう少し何か広報活動にお金をかけることができ、応募者が増えるのかななんて思いました。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。よろしいですか。担当者のほうからよろしいですか。何かご発言あれば。

○水産振興課 それでは、ご意見ありがとうございます。

実は、5年度、同じような形で、形式で契約させていただいておりますが、我々ももう少し、ちょっとこの事業をA社のほうで自走できるまでちょっと支援したいという思いがございますので、ぜひ今後こういった支払い方法につきましても協議の上、前払い含めて、分割払い等、もうちょっと検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これで「塩竈市地域おこし協力隊運營業務委託」の質疑を終わりたいと思います。ご苦労さまでした。

よろしいですか。

それでは、続きまして、「令和4年度東部地区融雪作業業務委託」について、事務局から説明をお願いいたします。

○土木課 土木課の鈴木と申します。よろしく申し上げます。あと土木課の大宮と垣下と説明させていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、着座にて説明させていただきます。

まず、資料をご覧ください。

こちらに委託の概要を記載させていただいております。

委託名は「令和4年度東部地区融雪作業業務委託」です。

1の委託内容は記載のとおりで、冬期間の道路の安全確保のため融雪作業を行うものでございます。

2の委託場所は、塩竈市を2つに分けて発注しております。この委託はその東部地区というふうになってございます。

3の委託期間は、冬期間ということで12月1日から3月31日。

4の業務内容は記載のとおりでございます。設計時におきましては最小限の作業内容としておりまして、各作業時間帯2時間を当初設計で組んでございます。

6番の契約金額は352万円ですが、最終的には出勤回数に応じた変更を行っており748万1,100円、変更率は112.5%というふうになってございます。

次に、指摘いただきました抽出の説明でございます。

まずは、変更率が高いというところお話ありました。

先ほど申し上げましたように、変更率に関しましては112.5%となっております。これにつきましては、当初の予算編成の段階におきましては天気の動向の予測が難しいということから、予算協議の中では最小限の予算配分となっております。このことから、起工時におきましては最小限の作業内容で発注しておりまして、最終的にはそのシーズンの出勤回数に応じた内容で変更している状況でありますため、降雪量ですとか、あと気温が寒いというときには変更率が高くなってしまうという状況でございます。

発注方法の検討でございますが、先ほどお話の中で東部と西部になぜ分けているかということで、委員、よろしいですか。

○委員 はい、そうですね。

○土木課 その内容ですか、はい、分かりました。

2つに分けている理由でございます。

市内全体で融雪作業は36キロございます。これに大雪時にはプラス12キロ、約50キロとなっております。本市は魚市場があるというところで、朝の車両の動きが早いというところで、1業者で大雪の場合など、状況によっては朝のそういった時間帯まで作業を終えるのは1業者では困難な場合があるというふうな想定をしているために、市内を2分割に発注をして行っておるところでございます。

土木課からは説明以上になります。よろしく願いいたします。

○事務局 続きまして、契約担当より簡潔に契約の概要を説明いたします。

資料の5ページ、審議事案説明書をご覧ください。

今回の発注方法といたしましては、設計金額3,000万未満の業務委託でしたので、指名競争入札を採用しております。

続きまして、2の資格の要件でございます。

指名理由といたしまして大きく2点ございます。

1点目といたしまして、市内に営業所を有し、除融雪業務での登録がある者、こちら2者ございます。②といたしまして、二市三町（塩竈市を除く）営業所を有し、除融雪業務で登録がある者、2者ございました。この①と②を合わせた4者を今回指名しております。

続きまして、4の金額でございます。

こちらの落札金額が税抜きで320万円、落札率が99%。

契約の相手方がB社となっております。

続きまして、7ページをご覧くださいと思います。

こちらが本案件の契約台帳でございます。

右側の表をご覧くださいと思います。

先ほど4者、ご説明しましたとおり、4者今回指名いたしましたが、3者辞退したため、結果、1者の応札となっております。なお、本案件の入札回数は3回となっております。

私からの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の方、ご質問お願いいたします。委員、お願いいたします。

○委員 ご説明ありがとうございました。

一応4者のうちに1者というふうなことで、3者欠席及び辞退というふうなことで、やっぱり、どうしてという質問も変なのかもしれないんですが、1者になってしまっている、その理由というのは何かあるのかどうか。

先ほど東部と西部を一緒にするとなかなか全部やり切れないというふうなことだったんですが、これは、例えば、この4者とも皆そういうようなレベル感と言ったら失礼なんですけど、まとめたとしてもどこもやっぱりやり切れないというふうなことで分割しなければならないのかどうかということ。

あとは、今回は、例えば、豪雪というか、融雪なので、実際に雪降る前の段階から発出しているというふうなことになると思うんですけども、逆に、例えば、昨今の温暖化みたいなことで、少なくなった場合には少なくなってしまうのかということになると、結構これはその年度の気候状況によって業務の発注も随分上下せざるを得ないのかなと。そうすると、なかなかその部分のところが既存のこの仕組みでは各事業者さんが対応できるのかどうかというふうな部分、そのことは長期的に考えてどういうふうに、やっぱりこういうことをずっとせざるを得ないのかどうかというふうなことは、ちょっとご意見いただければなというふうには思います。

○事務局 1点目の1者のみになったという理由について、ちょっと契約担当のほうからご説明させていただければと思います。

本業務のこれまでの入札の経過でございますが、令和4年度の入札時には、説明いたしましたとおり、参加業者1者のみとなっております。ただ、令和元年から3年までにつきましては実際2者の応札がございました。ただ、全て今回のB社が落札をしておりましたが、ただ、これまでの入札経過を踏まえて、もう一者のほう、これまで2者応札されていて、B社以外の業者につきましては、恐らく価格的にもなかなか勝てないことから今回の年度からの入札から撤退したのではないかと考えております。

なお、本市といたしましても、この入札、1者のみしか実際応札されていないという状況は、やはり適正な契約、入札が行われていないという状況が確かにあると思いますので、次年度以降の発注方法、指名等々ですね、業者選定については我々もちょっと検討しながら発注を行っていきたいと考えております。

以上になります。

○土木課 2点目につきましては、事業所の規模感という話かと思えます。

指名している業者が市内の業者だったり、そういうところで規模感はちょっと小さいというふうに私どもは認識しておりますので、やはり私先ほど説明したように、時間内に終わるかというところ、それはちょっと困難なところがございますので、やはり一番持っているというところで、朝、何としても通勤時間前には終わらせるというところを考えますと、そういった懸念する部分を少しでも排除するために2つに分けたというのが理由でございます。

あと、もう一つ、降らなかった場合というところがございます。

こちら最小限の当初考えで設計しておりまして、それに合わせた対応というところござい

ます。ただ、降らない場合は、この資料の一番最初のページにあります、例えば、凍結防止工、こちらが実際の作業になりますが、この辺がゼロになってきます。ただ、待機の部分の一番下の融雪作業車待機費用、こちらが実際融雪作業をする車両でございます。こちらはこのシーズンキープしておかなきゃなりませんので、作業がゼロであってもこの分の待機料だけは換算されるというような内容でございますので、凍結防止工はゼロ、雪道巡回工はゼロであっても、待機費の融雪作業車待機費用というところはそのシーズン分はかかるというような形になります。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。ほかに委員の方、ございますか。じゃあ、委員、お願いします。

○委員 東、西、分ける必要性も分かるんですけども、あるいは、1者と契約するということになるとあまり広範囲だと無理だという事情も分かりまして、やり方としては、じゃあ、例えば、仙台市なんかは事業協同組合を創生をさせて、そっちに丸投げといたしますか、そういった形で融雪なんかも考えている。道路の補修なんかもそうなんですけれども、緊急性があるやつとかあるとなかなかすぐ1者にどうのこうのとならないので、というやり方も、だから、やっぱりあのぐらい広範囲になるといろいろそういったことがある。だから、こちらも東部、西部じゃなくて、1つで、例えば、事業協同組合は手間かかって大変なんで、JVとか、数社のJVを創生させてやってもらおうと。そうするとこの待機費用が薄くなりますので、そういったものがコストダウンになるわけでございます。何か、だからそういったような工夫かな、やっぱりちょっとJVあたりをちょっと考えていただいて、当たる方法を検討していただければなというふうに思いました。

○土木課 今、委員ご指摘のように、そういった部分ありまして、国のほうでも地域維持という形の契約の方法もございまして、そういうのもうちらほうで、この融雪・除雪作業にかかわらず、いろんな方法を今後検討していければなというふうに思いますので、検討事項として今後考えていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。ほかの委員からありますか。じゃあ、委員、お願いします。

○委員 今、委員さんのほうからお話ありました地域維持型の話なんですけれども、私もこれが一番地域の施設の維持管理または除融雪していく中では一番効率的なのかなと今感じています。やっぱり県でも今あちこちの土木事務所でやっぱり地域維持型で、なおかつ複数でやっ

て、あとJV組んでいただいて、河川とか、道路とか、除雪とか、そういうのを全部一体的にやるという仕組みというか、そういうふうにどんどんシフトしてきています。それで、ぜひ、こういった除雪とかそういうのをやると、塩竈市さんの場合ですと、仙台土木事務所で発注する工事になるんですけども、そっちのほうで総合評価点とかにも加点がされますので、今回受注されているのは何か清掃会社さんですかね、建設会社ではないとあるんですけども、そういう面でも、やはりそういうふうに効率的に一番地域の皆様に喜ばれるように維持管理というか、そういうのをしていくことが一番重要だと思いますので、ぜひその辺は考えていただければと思います。

○土木課 ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。では、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、これで「令和4年度東部地区融雪作業業務委託」の質疑を終わります。どうもありがとうございました。

ここで10分間の休憩となっているんですが、若干時間押していますので、続行しますか、じゃあ、5分の休憩ということで、11時20分から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午前11時15分 休憩

---

午前11時20分 再開

○委員長 それでは審議を再開いたします。

「梅の宮浄水場運転管理等業務委託」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○上下水道部上水道課 企業会計になりましたので、発注者と契約担当ということでそれぞれ上下水道部から参りました。向かって、委員左側のほうが発注担当の木皿と熊谷です。よろしくお願いいたします。

○上下水道部上水道課 こちら側が契約担当の業務課の渡辺と小川となっています。よろしくお願いいたします。

あと、事前にお話いただきました追加資料ということで、今、配付しましたので、後ほどご覧いただければと思います。

それでは、まず、概要から行きます。よろしくお願いいたします。

○上下水道部上水道課 それでは、事業概要についてご説明いたします。

着座にてご説明させていただきます。

まず、お手元の資料1ページをご覧ください。

事業概要になります。

水道事業の運営に当たりまして、梅の宮浄水場の安定的・効率的な運営を目的としまして、平成27年度から民間事業者において運転管理業務を行っております。今回、本件契約により令和5年度から令和9年度までの期間、運転管理業務を委託し、安全で安定した水道水の供給を図るものとなっております。

2番、業務内容につきましては、梅の宮浄水場運転監視、浄水場施設の管理・保守点検、燃料調達等となっております。契約期間は令和5年度から令和9年度までの5年間。契約方法は公募型プロポーザル方式を採用いたしております。

経過につきましては記載のとおりとなっております。

選定の結果のご報告になります。

選定委員の最初構成についてご説明いたします。

選定委員は外部委員3名を含む7名構成としております。外部委員につきましては、宮城県企業局水道経営課長様、仙台市水道局浄水部国見浄水課長様、あと多賀城市上下水道部施設管理課長様となっております。塩竈市の委員につきましては、上下水道部長、業務課長、上水道課長、水道技術管理者となっております。

2ページをご覧ください。

第2回選定委員会の状況についてご説明いたします。

10月20日、参加表明者1者によるプレゼンテーションと第2回選定委員会を実施いたしました。

採点結果といたしましては、技術点、組織点、価格点の合計点300点のうち235.8点となっております。

また、今回参加者が1者だった場合の取扱いも規定させていただいております。参加資格を有すること、あと提案価格が契約上限額以下であること、あと最低制限得点額につきましても169点以上であることとしております。これら全てをクリアして、最後に選定委員会において本業務を遂行可能であるということを認められた者ということを経験としております。

結果、最優秀提案者としてC社が選定されたというところになっております。

以上、発注担当課からの説明となります。

○上下水道部業務課 続きまして、契約概要について業務課のほうからご説明申し上げます。

資料の4ページをお開き願います。4ページです。

まず、事業概要説明書の欄のほうでご説明する部分がございます。

まず、発注方法としましては随意契約の公募型プロポーザル方式を採用し、入札には1者参加しております。

公募型プロポーザル方式採用の理由につきましては、委託場所が水道水をつくり出す浄水場であるということから専門的な業務でありまして、突発に発生する水質問題や危機管理対応も求められると考えております。その辺を考慮しまして、技術提案に基づき業務仕様の決定を行ったほうがその効果が期待できるものと考えております。そのことから、契約の基本方針としましてプロポーザル方式を採用しました。

続きまして、5ページのほうをご覧ください。

物品契約台帳のほうになります。

指名・入札の項目の入札の欄に記載のとおり、令和4年12月26日に入札を執行しております。右側の欄には当日の入札状況を記載しております。応募者が1者のみでしたので、1者応札となりました。

左側の欄にお戻りいただきますと、税抜き予定価格4億9,686万円に対しまして、落札価格が4億9,600万円と下回りましたC社が落札となっております。落札率につきましては99.8%となっております。

契約日は令和4年12月27日、完成期限は令和10年3月31日となっております。

以上、契約の概要の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の方、お願いします。じゃあ、委員、お願いします。

○委員 ありがとうございます。

2点ほどありまして、プロポーザルということで、追加資料も合わせますと確かにプロポーザルは多いんですが、他都市を含めると他の方式を取っているのが9自治体あるということで、やっぱりプロポーザルが多いことは間違いないんですが、それにしても1者の参加に、まあ、なってしまったというか、1者なのは何らかの理由というか、それはどういう形になるのかというのが1つと、もう一つ、追加資料を見ると、前々回が3年間、前回は5年間、今回5年間という形になってはいますが、いわゆる物価とかいろんなことを考えると、逆に5

年間という契約というのがちょっと妥当なのかどうなのか、むしろ逆に第1期のように戻すというようなことはあまり考えられないのか、そういったことについてちょっと教えていただければなというふうに思います。

○委員長 よろしくお願ひします。

○上下水道部上水道課 それでは、ご回答いたします。

今回プロポーザル、まあ、1者の部分ではあったんですけども、実際こちらの追加資料のとおり、2回についての契約についても1者だったもので、今回3期に向けては、ちょっといろいろと総合評価の可能性であったり検討させていただきました。結果として、今回プロポーザルの採用というところにさせていただいたんですけども、昨日、契約後ではあったんですけども、一般論としてちょっと各会社のほうにヒアリングをさせていただきまして、今回入札に参加しなかった理由というのはなかなか聞けないので、一般論として、新規参入するに際して何か課題としている部分とかって何かあるんですかというようなちょっと聞き方で、ちょっといろいろと聞かせてもらったところ、現在ちょっとなかなか社員として公募を図っても、なかなか人の集まりがちょっとなかなか難しいというのが実情の中に見えたりして、なかなかそういうところで新規の部分に参入するのが、今、時期的にちょっと難しいんだというお話であったり、あと、今回塩竈の場合だと、長期的に梅の宮浄水場のデータ情報見込めないとなかなか厳しいというお話もある中で、今、仙台市様との共同浄水場の計画もあって、令和18年くらいからは今の浄水場自体がなくなるというか、廃止するような計画も新聞のほうでも報道されている状況もありまして、なかなか長期的に見込めないとちょっと厳しいというような話もございました。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。大丈夫ですか。

○上下水道部上水道課 あと、すみません、併せて契約期間についてもなんですけれども、3年、5年、5年という部分ではあったんですけども、契約期間の部分も併せて聞かせていただいたんですけども、やはりある程度、人の確保とか考えると、やはり契約期間については5年が、やっぱり業界というか、としては望ましいということで、こちらについては、全国的に日本水道協会のほうにもいろいろ照会させていただいて、おおむね最初は3年、あと経過を踏まえて5年という形で全国的にはなってきたような状況になってございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。委員の方、何かありますか。じゃあ、委員、お願いします。

○委員 私の中では、公募プロポーザルというのは、複数応札者があって初めてその効果が発揮できる入札方法だというふうに理解しております。何事にも全てメリットとデメリットがありまして、公募プロポーザルのメリットは、質の高い工事なり、外注ができること。その代わり大きな企業の独占状態になる危険性をはらんでいるんです。つまり、そういった技術点とか内部管理が充実しているという、そういったところのポイントが来て、金額が高いのに公募型プロポーザルの場合にはそこが応札してしまうという大企業優先の発注方法であるという理解をしています。それが1者応札ということになると、一応は内部で点数幾ら以上どうのこうのと書いてありますけれども、あとはもう一つ、今回99.83%、はあっていう感じですよ。この金額どこから持ってきているのと思うんですけれども、結局一言で言うと、この受注側の言いなりですね。3年から5年にしたとか、一体どっちが偉いんだという気がしてなりません。もう相手方の言うなりになってこの仕事を受託していただいているというスタンスが私としては見えるんですが、やはりちょっとそういう意味ではデメリットが、つまり金額が高くなるというデメリットのほうが非常に高く、公募プロポーザルのメリットが全然感じられない形になっているというふうに思います。様々な要因を抱えていらっしゃると思うんですけれども、やはりここは、1者の際には公募プロポーザルをやめるとか、そういった大きな決定をしていただいて、なかなか難しいと思うんですよ、水ですから。ちょっとでもミスがあったらまあまあ市民の方々大騒ぎですから、より慎重にというのは分かるんですけれども、入札制度を取るというか、であれば、やはり複数応札をどういう形で実現していただきたいなというふうに思います。

○委員長 委員、お願いします。

○委員 私の勝手な予想なんですけれども、これ多分1者、C社と言っていいのかわかりませんが、多分この施設を造った会社がここなのかなという気がしていて、そうなってくると、やっぱりどうしても他の、特にこの設備系のやつ、運転管理というのは、どうしてもそういう造った会社が一番そのノウハウを持っているので、そういうふうになっちゃっているのかななんてちょっと今感じていました。

やっぱり今、委員も言っているんですけれども、やっぱりこれだけの金額になると、業界にとってはすごい受注したい仕事だと思っていて、そういった中でやっぱり競争性とか、あとほかの会社への受注機会の拡大という面を考えると、やっぱりその、何だろう、総合評価

やっていたらしゃるんでしたっけ、総合評価とかでやるのがある意味いいのかななんて勝手に私はそう思っていました。感想です。

○委員長 ありがとうございます。ほかの委員ございますか。大丈夫ですか。それでは、よろしいですか。（「はい」の声あり）ありがとうございました。

これで、まず「梅の宮浄水場運転管理等業務委託」の質疑を終わらせていただきます。

それでは、担当課職員の交代お願いいたします。どうもご苦労さまでした。

○上下水道部業務課 委員長，一言だけ。

○委員長 お願いします。

○上下水道部業務課 C社が造った施設ではないということだけはちょっと。（「ああ，そうなんですか」の声あり）もともとD社という，今D社になっているE社とかが最初造ったものについて，今回3回目になりますが，委託というアウトソーシングの中で途中から直営から切り替わったという形になっていますので，C社が最初から入り込んで造った施設ということではございませんので，そこだけちょっと訂正させていただきたいと思います。（「はい，分かりました」の声あり）

また，総合評価方式につきましても再度検討させていただきたいと思いますので，よろしくをお願いします。

以上でございます。ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございます。

ご苦労さまです。

では，続きまして，「塩竈市立病院清掃業務委託（日曜・祝日業務）」について，事務局から説明をお願いいたします。

○市立病院事務部業務課 私が市立病院業務課の平塚です。隣，堀江と申します。よろしく願いします。

それでは，着座にてご説明させていただきます。

まず，追加資料としてご依頼がありました当初の契約の清掃業務委託の契約台帳をお渡しさせていただいていますので，後ほどご覧いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは，資料に基づいてご説明させていただきます。

1 ページをご覧いただければと思います。

今回の清掃業務委託（日曜・祝日業務）の清掃業務の委託の内容でございます。

新興感染症であります新型コロナウイルスの感染症の対応によりまして、看護師の業務、勤務状況、繁忙という状況がなっていることと、ごみ、汚物を1日以上一定の期間そのまま置いておくことは、やはり病院としては不衛生、衛生管理上ふさわしくないということがございますので、現契約の仕様書に含まれていなかったという日曜・祝日におけるごみ出し委託を今回委託することによって、職員業務を軽減するというところがございました。

2の清掃内容としては、各病棟のごみの搬出とトイレの清掃、これを1日1回、あと外来等、救急を受けていますので、そちらのほうで人が来るということもございますので、そちらのほうの外来の1階のトイレの清掃も1日1回含めているという状況でございます。

4の積算額ですけれども、税抜きで126万、税込みで138万6,000円という状況でございます。

5の発注方法及び経過でございますけれども、令和5年3月8日に起工を行いまして、見積り徴収を業者に通知しております。3月23日、見積りを徴収いたしまして、1回目で落札しております。税抜きで122万4,000円ということで、落札率は97.14%ということで、翌に契約を締結しているという状況でございます。

6の今回の抽出の理由でございますけれども、随意契約の妥当性の理由というところでございます。

今回、現在指名競争入札の結果で受託している業者、令和4年度から2年間ということで受託している業者でございますので、もう既に清掃機材を有しているというところがございます。また、起工時におきまして新型コロナウイルス感染症がありましたので、感染対策により、現在もですけれども、外部からの面会者を禁じているという状況もございますので、感染対策として、当院に出入りする人数を最小限にとどめるということも考える必要がございますので、今回本業務を委託できる事業所を限定させていただいたというところでございます。

続きまして、2ページの概要ですけれども、ご説明させていただきます。

1から3番の経過につきましては、先ほどご説明させていただきましたので割愛させていただきます。

4の金額でございます。

設計金額は税抜きで126万円、予定価格も同額でございます。落札価格は、先ほど申しま

したとおり、3月23日に1回の見積り徴収で落札しておりまして、122万4,000円税抜きでございます。落札率も97.14%ということで、契約の相手方はF社というところでございます。

3ページ以降の概要の調書、契約の台帳、仕様書、契約等については、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

○委員長 どうもありがとうございました。事務局から説明よろしいですか。

○事務局 はい。

○委員長 それでは、委員の方、質疑お願いしたいと思います。じゃあ、委員。

○委員 これって、すみません、勘違いじゃなかったですけども、1ページ目にあるように、月曜から土曜に清掃作業を行っているところに別途日曜日をお願いしているというふうな、そういう理解でよろしいんですかね。

○市立病院事務部業務課 はい、今回そうですね、月曜日から土曜日の受注業者を、今回随意契約ということで結ばせていただきました。

○委員 そうすると、例えば、変更契約とかで1週間まとめて契約したほうが実際安くなるとか、そういったような仕組みがないのかどうかということなどはいかがでございますか。

○市立病院事務部業務課 多分おっしゃるとおりかなと思っています。やっぱり変更契約のほうで、例えば、いろんな書類も二重にやっぱり出していただくとか、そういう手間もかかります。やっぱりそういうところで金額に対してもやっぱりかかってくる部分はあったのかなと思います。当時、変更契約というちょっと頭がなかったのかもしれないので、ちょっと今回こういう追加の契約になってしまったという部分あるので、次回以降は、全部を含めた形で入札仕様を含めましてやっていきたいなと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○委員 あと、すぐにやっぱり随意契約というか、契約全体を、多分この病院の清掃というのは、いろんな多分業者がノウハウもあるだろうと思うから、ここはまとめて普通に競争入札にしても、そんなに多分ノウハウはどの事業者も一定程度は持っているだろうというふうに思われますので、そこは全体合わせた形で競争入札にさせていただいたほうがよろしいのではないのかなというふうには思います。それは意見ということで。

○病院事務部業務課 ありがとうございます。今後そのような形で、競争性が高まるような入札方法をちょっと検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 ほかにありますか。委員、お願いします。

○委員 追加資料を出していただいたのが、平日やっている業者はどちらで幾らですかということだったかと思うんですが、頂いた資料が、請負人がG社になっていて、F社ではない。ただ、代表取締役を見ると同じだから、社名変更とか代取の変更か何かがあったんでしょうか。

○市立病院事務部業務課 はい。令和4年の契約後に、令和4年中に合併をしまして、その部分で吸収されたという形ですかね、F社のほうに、ということですか。

以上でございます。

○委員 あとは、東京、大阪の業者さんなんだけれども、働いている人達は恐らく地元で募集してかなと。やはり公共工事について、支店があるどうのこうのといろいろありますけれども、やはり市税を使って発注して、それが働いている人とか法人とかに収入で回って、そこから税収で返ってくるという循環をやはり想定しなきゃいけないのかなと。なかなか、じゃあ、働いている人の例えば50%以上を塩竈市民から雇えだとか、なかなか難しいかもしれませんが、そういった観点からのここで働いている方に対する何か縛りみたいなのはつくっていらっしゃるのでしょうか。

○市立病院事務部業務課 お答えいたします。

現在、清掃で請け負っている業者の清掃員に関しては、やっぱりほぼほぼ塩竈市であったり、二市三町の方ということになります。当然やっぱり大阪から来るとか、そういうわけではなくて、やっぱり地元の方が働いていただくというのは必要かと思っていますので、そういうところはやっぱり打合せしながら、やっぱり地元の方というところを優先に行っている状況でございます。

以上でございます。

○委員 分かりました。

○委員長 あとよろしいですか。それでは、特にございませなかね。

それでは、これで「塩竈市立病院清掃業務委託」の質疑を終わります。どうもご苦労さまでした。

以上をもちまして本日の議事を終了したいと思います。